

平成15年第1回藤岡市議会定例会会議録(第3号)

平成15年3月10日(月曜日)

議事日程 第3号

平成15年3月10日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	5番	反町清君
6番	片山喜博君	7番	金子勝治君
8番	佐藤淳君	9番	茂木光雄君
10番	笠原史嗣君	11番	斉藤千枝子君
12番	坂本忠幸君	13番	木村喜徳君
14番	青柳正敏君	15番	青木寛君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
21番	川野盛幸君	22番	大戸敏子君
23番	吉田達哉君	24番	久保信夫君

欠席議員（1人）

4番 松本啓太郎君

説明のため出席した者

市長	新井利明君	助役	関口敏君
収入役	堀越清君	教育長	岡田要君
企画部長	中易昌司君	総務部長	高橋寛君
市民環境部長	塚越正夫君	健康福祉部長	宇留間修次君
経済部長	荻野廣男君	都市建設部長	須川良一君
上下水道部長	堀口寿君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員			

木村弘君

事務局長

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	参事兼議事課長	田島均
課長補佐兼			
	宮澤正浩		
議事係長			

午前10時2分開議

議長（塩原吉三君） 出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（塩原吉三君） ご報告いたします。

松本啓太郎君から平成15年3月10日付で親戚の葬儀のため、本日の会議には出席できない旨の届け出が議長宛に提出されており、また大戸敏子君から本日の会議に遅刻するとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

第1 一般質問

議長（塩原吉三君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順位は通告順に行いますので、ご了承願います。

平成15年第1回市議会定例会一般質問順位表

（3月定例会）

順位	質問者	質問の件名	質問の要旨	答弁者
1	金子 勝治	1. 藤高・藤女の統合について	統合再編の方途について 中高一貫教育について 定時制の存続について	市長 関係部長
		2. 藤岡公民館周辺の諸問題について	案内標識の整備について 中央公園等の管理について 乗り捨て自動車等について	市長 関係部長
2	茂木 光雄	1. 水道料金について	他市に比べ倍近く高い原因と 値上げを含めた今後の見込に ついて	関係部長
		2. 固定資産税について	収納状況、滞納整理、評価額 見直しによる税収減見込、徴 収員の外部委託について	関係部長

順位	質問者	質問の件名	質問の要旨	答弁者
		3. 高校問題について	新高校設立における市の対応について	教 育 長 関係部長
3	斉藤千枝子	1. 寝たきり予防の運動について 2. 不妊治療の助成について	現状について 今後の取り組みについて（教室の開催） 今後の対応について	市 長 関係部長 市 長 関係部長
4	笠原 史嗣	1. 藤高・藤女の合併問題について	検討委員会の現状と展望について 県の考え方について 市の考え方について	市 長 関係部長
5	三好 徹明	1. 市民プールについて 2. 公共建設工事について 3. 教育行政について	オープンして夏、秋、冬を通しての問題点について 利用施設の各改善点と結果について 検査評価システムの概要と過去の工事検査結果の平均点について 業者指名の評価の反映について 今回の入札改革試行の諸結果 今後試行の方向について 小中学生徒のアレルギー症状数とセンター方式による対応について	市 長 関係部長 市 長 関係部長 市 長 教 育 長 関係部長

順位	質問者	質問の件名	質問の要旨	答弁者
----	-----	-------	-------	-----

			市内中学生徒の市内高校への 過去10年の進学傾向について	
		4.市町村合併について	多野各町村間の合併協議の現状について 特例法失効後、合併実現しない場合の藤岡未来像について	市長 関係部長

議長（塩原吉三君） 初めに、金子勝治君の質問を行います。金子勝治君の登壇を願います。

（7番 金子勝治君登壇）

7番（金子勝治君） 議長から登壇の許可をいただきましたので、さきに通告をしてあります2件についてお伺いをいたします。

最初に、藤岡公民館とその周辺の諸問題についてお伺いいたします。藤岡市の市街地の中でも、藤岡公民館を中心にして教育施設やスポーツ施設などの文教施設が集中しているところが、通称でありますけれども、竹田町通りであります。この地域の方々から、非常にたくさんの声が私のところに届けられておりますので、本日はそれらをまとめましてお伺いいたしますので、市民の皆様に納得していただけるような答弁をいただくようお願いいたします。

藤岡公民館には、他の市町村からも生涯学習グループあるいは研修会、その他講演会などでたくさんの方々が入館されるわけでもありますけれども、藤岡公民館の場所がわからないという声が非常に多いのであります。これは付近の商店あるいは民家に立ち寄って、この藤岡公民館はどこにあるのだろうか、こういうふうにお伺いする方がいるというのであります。これはこの竹田町通りだけではありませんで鷹匠町通りでも、あるいはユニーの周辺とか6丁目あたりでも、これらの商店などに立ち寄って公民館の場所を聞くという方が多いのであります。

私もそれらの声を取りまとめまして、通称でありますけれども中央通りあるいは鷹匠町通り、それから本通り、これらの通りを細かく調査してみたわけでありまして。この中央公園の周辺などをずっと見回したところ、それらの看板とか案内の標識、それらがどのように設置されているのか、細かいことではありますが、見てみたわけでありまして。

まず、6丁目に1カ所だけですけれども、電柱に小さな標識がありまして、藤岡公民館と藤岡市民ホールへの矢印の標識が1枚だけありました。それから、鷹匠町通りに行きますと、2本の電柱に図書館への大きな案内板がありまして、そのほかでは中央公園の北西の角に2枚、それから電柱に1枚、これが藤岡公民館と市民ホールへの矢印のある標識がありました。本通りと言われているユニーのある通りですけれども、ここには1枚もそれらしい標識はなかったわけでありまして、中央公園の標識を見ますと、これは公園の門柱の片方にだけ掲げられておりまして、そのほかでは中央公園の南東の方の電柱、一方通行の道路のところに1枚ありました。しかし、これはこの中央公園の南門を通り過ぎて、NTTとの境のところに電柱にあるわけでありまして、現在の車社会では、車の中から標識を見て、あの一方通行をUターンして南門に入ることはできないのでありまして、親切ではない標識だなというふうに認識をいたしました。

そのほかでは、NTTの東側の通り、いわゆる竹田町通りですけれども、このあたりには標識や看板は全くありません。市民ホールには1枚、なかなか立派な看板がありまして、両面に藤岡市民ホールと表示された三角柱の模範的な看板がありましたけれども、これは職員が手づくりでつくったという話を聞いております。そのほか、市立図書館には入口のところに裏表に表示された一枚看板があります。そのほか電柱にも2カ所ほどありまして、どちらかという藤岡図書館が、看板については一番親切な表示がしてあるというふうに認識したわけでありまして。

藤岡公民館には自転車置き場の腰板に年金積立金還元融資という看板が大きく掲げられておりまして、その下に藤岡公民館という標識があるわけでありまして、確かに、見ると藤岡公民館の玄関のところには標識がありますけれども、そのほかには避難場所として指定した看板として藤岡公民館という標識がある、こういう程度でありまして、今は車社会でありますので、車を運転していて、立体的に見える目線でちょうどよい位置にあるという看板でないと見過ごしてしまうわけでありまして、市民ホールのような親切な看板を藤岡公民館にぜひ掲げていただきたい、これが付近の方々の非常に強い要望でありまして、私も実際に見たところ、まさに藤岡公民館の看板がないと言っても過言ではないような感じがいたしましたので、ぜひ立派なものを掲げて、市外から藤岡市民以外の方が来ても、車を運転してこられても、わかりやすいところに標識を立てていただきたいというのが第1の問題であります。

2番目には、その親切な看板が欲しいところがほかにもまだありまして、一つは中央公園であります。先ほど申し上げましたとおり、中央公園というのは門柱の片方に表示があるだけであります。さらに、もう一つ大事なのは藤岡中央児童館でありますけれども、この中央児童館については全く看板が見当たらない。奥まったところにありますので気がつ

かない、そういう方が非常に多いわけでありますので、ぜひともこれらの統一的な標識を掲げていただきたいのであります。来年度には健康福祉祭、通称ねりんピックと言われていますが、藤岡市はその開催地となり、サッカーが行われるわけでありますので、藤岡市民以外の方が大勢詰めかけてくるわけでありますから、これらの方々にぜひ親切的な標識を掲げていただきたいというのが第2番目の問題であります。

次に、高校の統合の問題についてお伺いしたいと思えます。群馬県教育委員会から高等学校の統合と再編というものが発表されました。これは、昨年2月13日だったというふうに私は認識しているわけであります。その中でも、藤岡高等学校と藤岡女子高等学校が統合されて新しく男女共学の体制でスタートする、そして普通科及び数理科学科による再編整備計画の中で平成17年度には改革するという群馬県教育委員会からの基本的な計画が示されまして、早くも1年が経過したわけであります。

これに基づきまして、市政座談会というものがあったというふうに報道されました。これには市長から、新高校はスタートが大事である、新しい場所に新しい学校をつくるのが望ましいと思う、ご意見を参考にして、県教育委員会に対して実のある高校づくりの方法論を提案したいというふうに述べられたということが報道されたのであります。

市政座談会ではこれらのことに対しまして、出席された方々から次のような意見があったというふうに、これも報道されました。まず第1は、藤岡市はサッカーやソフトボールが盛んである。これらを生かした特色ある、魅力的な学校にしていきたい。2番目には、何かで日本一になれる学校にしてもらいたい。3番目には、共学になることで生徒は楽しい学校生活が送れるようになるであろう、そのことについて特段の配慮をしていただきたい。4番目には、大学進学ばかりを目標としない高校にしていきたい。その次には、いい指導者をそろえていただきたい。それから、現在の両校の場所とは別の、もっと広いところにより学校をつくっていただきたい。大きく分けるとこのようなものが、意見や要望として提出されたようでありました。

しかしながら、群馬県教育委員会の考え方というのは、高校改革は場所ではない、ソフト面の問題が大事なのだ、平成17年度に統合、開校するためにも、藤岡高校の場所で展開したいという考えを示したわけでありました。ただし、地元の理解が必要だということも認識をいたしまして、事務レベルで条件などの検討を加えた上で、改めてこの検討会で話し合っていくという内容の方針を示した、このような話が伝えられているわけでありませぬ。

そこで、教育の目的とは何かということは今、改めて言うものではありませんけれども、人間が自らの一切の力を発揮できるようにすることが教育の大きな目的である、これはアメリカの教育学者であるデューイの言葉であります。いわゆる教育の目的というのは人材

を育てることであり、その人材が時代をつくるということでもあります。教育は人間を平和と幸福へ導く、唯一の道なのであります。マハトマ・ガンジーも「真の教育は、自己の最善のものを導き出すことにある。」というふうに断言されているのであります。教育というのは、教師こそが児童・生徒に対して最大の環境であります。教師の真剣な態度と峻厳にして慈愛あふれる魂の光が求められているのであります。

そこで、具体的なお伺いをしたいと思いますが、まず第1に、この新しい高校の設置場所につきまして、志願者が実際に減少していることから見ても、現状のイメージを払拭できる新しい場所が必要だという要望が出ているわけでありますけれども、その具体的な場所はどのようにイメージをしているのでありましょか。例えば、藤岡市がその場所を確保して、群馬県へ提供するのでしょうか。それとも、場所だけは藤岡市が確保いたしまして、群馬県がそれを買収するという考えなのでしょうか。もう一つとしては、一切を群馬県にゆだねて藤岡市は要望だけをする、こういうふうに考えているのか、この点についてまずお考えを伺いたいと思います。

2つ目の問題といたしまして、大学進学以外の目標もあるべきだという意見や要望があったわけでありますけれども、例えば商業簿記の検定あるいは秘書検定、それから測量技師あるいはパソコン検定、こういうものの資格を習得できるような就職対策コースも考えられているのか、要望する意思があるのか、これをお伺いしたいと思います。

3番目には、よい指導者をそろえていただきたいという要望があったわけでありますけれども、これは先ほどのデューイやガンジーの箴言のとおりでありまして、生徒が一切の力を発揮できるようにする教育、あるいは生徒の最善のものを導き出す教育、これらに情熱を傾けられる教師をそろえるということは、当然藤岡市が群馬県教育委員会に対して働きかけるべき問題であると思いますが、この点についてもお伺いいたします。

それから、4番目には何かで日本一になれる学校にしてほしい。サッカーやソフトボールなどを生かした、特色と魅力のある学校を望むという声があったわけでありますけれども、これらについてもよきスポーツ指導者などを求める藤岡市の力をどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

次に、群馬県教育委員会では高校改革はソフト面の問題が大事であるというふうにとらえているわけでありますけれども、群馬県教育委員会としてはソフト面をどのように改革するという計画があるのか、このソフト面について具体的にどのように考えているのか、藤岡市としてもこのソフト面を考えているのか、両方をお伺いしたいと思います。

最後になりますが、この高等学校の統合、再編の問題で、最初に閉校を予定されているのが現在の藤岡女子高等学校でありますけれども、この跡地の活用についてはどのように検討が重ねられているのでありましょか。できることならば、この藤岡市街地に児童公

園が必要ではないかというふうに考えるものであります。それというのも、庚申山総合公園も整備をされまして快適な場所になりましたけれども、市街地人口が約2万人を超えるというこの地域に、子供たちが安心して遊ぶことのできる児童公園がぜひ必要だと思うわけでありまして、これらの計画を検討していただけるようお願いいたしまして、第1回の質問を終わります。

議長（塩原吉三君） 教育部長。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） 案内標識の整備について、お答えをいたします。藤岡公民館周辺の案内看板や表示看板については、議員ご指摘のような状況となっております。ご案内のとおり、公民館周辺には担当部署の異なる施設と生涯学習関係施設が集中しており、その中核をなすものが藤岡公民館ではないかと考えます。

そうした中で、イベントの内容によっては他市からも来館される方々や、転入時の市民にはわかりづらい面もあるかと思っておりますので、早い時期に標識や看板設置について、交通面や都市景観なども含めて、関係部署と協議、必要に応じて予算要求をしながら、他市から藤岡市を訪れる方々への市民サービスにも努力してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） お答えをいたします。

群馬県教育委員会では、21世紀の群馬を支えるとともに国際社会でも活躍できる人材の育成を目指すため、平成14年2月に高校教育改革基本方針を策定し、今後10年間で視野に入れながら、その前期に当たる平成18年度までの高校教育改革の内容を示しました。この中で高校の再編整備について、平成17年度から藤岡高校と藤岡女子高校を統合し数理科学科を併置する普通科高校を設置し、通学区域は全県1学区とする、そして男女共学とすることが公表されました。このため、新高校の設立に向けて県教育委員会と藤岡市及び学校関係者により新高校の構想等、基本的な枠組みを検討するため、藤岡地区新高校設立検討会を設置いたしましたのが経緯でございます。

次に、1点目の新高校の設置については、基本的な枠組みの中で群馬県立藤岡高等学校の校地で開設することとしております。このため、本市では現藤岡高校の場所以外も視野に入れて、新しいイメージをつくり出すように県教育委員会と協議を重ね、最善の選択をしていきたいと考えております。

次に、2点目のこれから統合される2校は、ともに普通科の高校であるため、新高校は普通科と中央高校の中高一貫教育に伴う理数科の募集の停止により、そのかわりとなる数

理科学科を持つ高校になる予定であり、適切な進路選択ができる能力を育成する教育を推進し、この地域の普通科系大学進学の中核校を目指すとしております。一方、新高校の職業系専門学科については、現在検討はされておられません。しかし、藤岡北高校や藤岡工業高校についても平成18年度以降に再編整備が予定されており、より充実した高校教育の推進が図られると聞いておりますので、そのときは職業系専門学科の充実を県に積極的に働きかけていきたいと思っております。

次に、3点目と4点目における新高校にふさわしいスタッフで開校できるよう、県教育委員会も十分認識しており、教職員の一人一人の意識改革が統合の精神を握っていると言っても過言ではないと思っております。本市としても、魅力ある学校にするため、優秀なスタッフの配置をしていただけるよう県教委に働きかけておりますが、今後も努力していきたいと思っております。

次に、5点目の県教委が策定した高校改革基本方針は、平成13年に群馬県教育改革推進計画策定委員会による21世紀に求められる群馬の高校教育の報告を受け、21世紀の群馬を支えるとともに、国際社会でも活躍できる人材の育成を目指すための基本方針であります。当藤岡地区の新高校については、まだ概要だけでございますが、本市も高校活性化に対し大いに期待をしております。このため、市内外の中学生が進学を目指す学校になるように、鋭意努力をしていきたいと考えております。

次に、6点目の新高校が新しい場所に設置された場合や、藤岡高校の位置に設置された場合には、藤岡女子高校の場所があくことも考えられますが、新高校の設置場所はまだ協議中であり、藤岡女子高校の場所も新高校として活用されることも考えられます。このため、県と十分に協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 金子勝治君。

7 番（金子勝治君） 2回目の質問になりますので、自席からさせていただきます。

先ほど藤岡公民館周辺の看板の問題等の答弁をいただいたわけではありますが、続いて中央公園とその周辺のことについて、まず伺います。この中央公園は、市街地、住宅地の中にあるために、ジョギングをする人、あるいは友人と散歩を楽しむとか、スポーツのほか、いろいろと思案の場所にしたり、楽しんでいる方が非常に多いということ、とてもほほ笑ましい場所であります。

しかしながら、逆にこの乳幼児を遊ばせている若い母親の方から、いろいろな要望が寄せられております。例えばこの中央公園は、本当は犬などを連れて入ってはいけない場所だというふうに認識しているのですけれども、この犬の散歩をするのが当たり前場所のようになっている。入口の何カ所かには、漫画チックな注意書きで犬の散歩はご遠慮くだ

さいという標識があるのですけれども、なかなかこの注意書きが守られていない、役に立っていないという実情である。その中には、犬を散歩させる中にも鎖を外して散歩させている人もいます。小さい子供を遊ばせている方々にとっては、いつ襲われるかという心配があります。これはテレビのニュースなどで時々紹介されますけれども、そういう危険がある。あるいは、犬の散歩をさせていても、排泄物の処理をするような道具を何も持っていない。これで散歩をさせている。でも、だれも注意をしてくれる人もいないし、注意をしても、逆に嫌がらせをされてしまうような危険もあるということで、非常に心配をされている場所でもあります。そのほかに、犬の排泄物をそのままに放置されますと、乳幼児への健康被害も心配される。

こうすることで、ぜひ注意をできるような方、いわゆるガードマンのような方でありませうけれども、そういう服装をした方、あるいはそういう身分を持った方にぜひパトロールしていただきたい、こういう話もあるわけであります。

もう一つは、この中央公園の南側の通りが一方通行になっております。この一方通行の通りが非常に不便であるという話が、やはり多いのであります。中には、これは一方通行にしたために事故がないのだという言い方をする方もあるわけでありませうけれども、これは一つには、例えば市民ホールとか藤岡公民館、図書館などに来られた方が、駐車場が満車になっていて無い場合に、市民ホールの入口に中央公園の南門から入って駐車をしてくれという指示をするのですけれども、地理に不案内な方が鷹匠町通りから入ってきますと、一方通行のために中央公園の南門になかなか入れない。UターンをするにもUターンできない、真っすぐ出ていっても一方通行のために入りにくい、またぐるっと一周しないと入れないということで、利用する方々に駐車場不足ということもありまして、この一方通行が解除されれば、駐車場不足もある程度は何とか解消される方向に行くのではないかという話があります。ぜひ、この一方通行の解除ということも検討していただきたいテーマであります。

中央公園の問題はこのくらいにいたしまして、また高等学校の問題に移りませうけれども、この統合の問題を一つのチャンスととらえて、中高一貫教育へのお考えがあるかないか、この点をお伺いしたいと思うのであります。この中高一貫教育によって中等教育のより一層の多様化が促進されるわけでありませう。それから、生徒一人一人の個性も重視した教育が行われるわけでありませうから、こういうことで実質的な教育の転換を図ることができませう。教科によっては中学校と高等学校で重複するような教科もあるわけでありませうので、その分、一貫教育ならば二重の手間を省くことができ、そのために余暇の時間ができるわけでありませうので、これらを利用して課外授業をせよとか、個別研究に振り向けるとか、ゆとり教育の一つとして活用できる、こういうこともあるわけでありませう。それから、高

校受験の負担、これが大変重い問題でありますので、これらも解消できるということもメリットとしてあるわけでありますので、この受験競争の煩わしい問題から生徒や家族が解放されるという点もあります。

これは学校教育法の一部改正によって、平成11年4月から中高一貫教育というものが本格的に導入されるような計画ができたわけでありますけれども、文部科学省としては全国で500校、中高一貫の学校を実現させたい、こういう考え方を示しているわけでありますので、この整備計画について県の教育委員会あるいは市町村に要請しているわけでありますから、この文部科学省の要請に対して藤岡市も中高一貫教育について、この流れに乗っていく考えを持つべきだというふうに私は思うのですけれども、いかがでありましようか。この中高一貫教育というのは少子化時代から見ましても、高校の存続への有力な選択肢の一つだというふうに位置づけられているわけでありますから、中学校と高等学校がハードルを低くして、受験勉強に偏った授業から、逆に生徒の興味とか関心に応じた生徒主体の授業を可能にするためにも、この一貫教育というものは大事な決め手であるというふうに思うわけであります。

そこで、群馬県教育委員会では、万場高校と奥多野の3町村の中学校で連携型の一貫教育を今年4月から進めるわけでありますけれども、藤岡市もこの研究開発校に指定していただくとか、あるいはそのテストケースとして自主的にこの中高一貫を進めるお考えがあるかどうか、この点をお伺いします。

それから、仮に県教育委員会から中高一貫の研究指定がなかったとしても、例えば中学校と高等学校で教師を交流させたり、授業の視察をして部活動の一部を一緒に行うとか、あるいは文化祭とか体育祭、こういうものもありますので、これらの行事も中・高が相乗りをして開催をしながら、一貫教育へのステップをまずつくるべきではないかというふうに思うわけでありますけれども、この点についてもお伺いします。

次に、一貫教育になりますと6年間を通して勉強ができる、ということからゆとりを生かして、選択教科の中でも例えば英語検定にチャレンジさせるとか、外国語教育への励みを大きくさせてやる、あるいは外国語教育に対して関心を高めさせてあげる、こういうことで中高一貫教育へのスタート台にまず立つべきではないかというふうに考えるわけでありますけれども、この点をお伺いしまして、2回目の質問を終わります。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 中央公園の管理についてお答えをいたします。

ご質問の中央公園には広い芝生があり、市民の憩いの場として多くの人に利用されております。散歩をする人、芝生で遊ぶ子供と母親等、さまざまな人が芝生に触れて楽しんで

おります。その中で、ペットを連れて散歩をしている人が見られます。特に犬が一番多い状況ですけれども、この犬はどこでも構わずふん尿をしたり、植え込みを荒らしたりしております。こういったことで、私どもも注意を促す立て札を立てたり、パトロールで注意をしたりしておりますけれども、管理上大変困惑しているところでございます。それでも犬の散歩は後を絶ちません。現状では、犬のふん害やかまれる事故など、対処のしようがなく、飼い主のモラルに期待をしているところでございます。

今後の対応といたしましては、パトロールを強化し、またそれを規制する条例を制定し、規制を図ることも考える必要があるのではないかとこのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 教育部長。

教育部長（齋藤稔一君） ご質問いただきました中高一貫教育についてお答えをさせていただきます。

中高一貫教育につきましては、国から中等教育学校あるいは併設型、あるいは連携型という3つの形が例示をされております。当市におきましては、この中の連携型の一貫教育ということが言えるかと思えます。市内の高校の関係につきましては、中高一貫としての連携型ということで、現在連携を図っているところであります。議員ご指摘の一貫教育の高まりについては、大切なことということで理解をしております。

したがって、現在その趣旨を生かして、中・高の具体的な取り組みとしまして幾つか実施をしておりますが、その一つを申し上げますと進路指導ですが、この関係につきましては毎年中・高進路指導連絡協議会を開催しております。これにつきましては、中学校5校より成る進路指導部会と市内4高校の教務主任が出席するもので、毎年中学生の卒業後の動向や高校生のその後の様子など、深まりのある情報交換や意見交換がされております。また、保護者の高校訪問や中学校での高校説明会なども開催しております。

次に、2点目の取り組みであります。オープンスクールによる相互交流ですが、最近中学校でオープンスクールを行う学校が出てきております。これは、従来の授業参観を日数的に拡大し、また参観者も保護者も、あるいは小学生から地域の方まで広げたものであります。こうしたときに、高校の先生方にも参観をしていただいております。また、藤岡工業や藤岡北高校に続いて、藤高・藤女でもオープンスクールが開かれております。市内の中学生はもちろん、中学校の教師も大勢参加し、またこうした活動は連携を深める上で非常に重要なものであると考えます。今後もこの広がり期待しているところであります。

3点目ですが、生徒指導連絡協議会の取り組みであります。これは藤岡市を中心として多野郡までを含め、協議会が組織されております。主に中・高生の生徒指導に関する問題について情報交換をしております。今後もこうしたことを通じて郷土の学校という意味からも、話し合いや交流の場を設けるようにして、連携型が目指す教員・生徒間交流の連

携などに努力をしたいと考えております。

また、議員ご指摘の英語教育や算数・数学などにつきましては系統的な学習であり、積み重ねが重要ですので、小・中・高を見据えたカリキュラムが大切となります。こうしたことを踏まえまして、中高一貫教育について引き続き県教委と情報交換をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 総務部長。

（総務部長 高橋 寛君登壇）

総務部長（高橋 寛君） 中央公園南側市道の一方通行解除についてお答えをいたします。

この件につきましては、平成12年に藤岡交通警察モニターより市街地一方通行規制解除についての質問が、藤岡警察署交通課へ出された経緯がございます。これに伴いまして、警察より市へ、地域の方々の意見を伺ってくださいという申し出がなされました。市では、該当地域の区長に区内の意見を総括するようお願いしましたところ、道路幅員が狭い、それから歩道も設置されていない、こういった現状で相互通行にすることは事故の危険性が高まる等の意見が出されまして、住民の総意としての規制解除には至らなかったというものでございます。

車の目線、一方では交通弱者の目線等がございます。したがって、この件につきましては今後の課題であると認識をいたしておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 金子勝治君。

7 番（金子勝治君） 3回目の質問をさせていただきます。

一方通行の解除についてはなかなか難しそうな答弁でありますけれども、もっと狭い道でも一方通行でない道路はたくさんあるわけありますから、その辺の矛盾点もよくお考えいただきたいと思います。

次に、これは武道館専用の駐車場ではないのでしょうかけれども、通称として私は武道館前の駐車場というふうに表現しておりますけれども、武道館前の駐車場がいつも満車に近い状態になっております。夜中でも満車の状態であります。これも、付近の住民から非常に苦情の多い問題であります。私が最初にこれを言われたのは、平成12年の夏ごろでありましたけれども、このときにはこの武道館の前の駐車場というのは11台分のラインが引いてありますけれども、その中に4台の乗り捨ての自動車がありました。もう1台あったわけですが、これは市の自動車であったわけでありまして、これは特定の方に貸与してあるものだというふうに後で聞かされましたけれども、それ以外に4台の車が乗り捨ててありました。

私はこれに番号を振ったのです。武道館に近いところから1、2、3というふうに、11番まで私は番号を振って記録しておきました。この平成12年の夏のときには、2、3、4、ずっと離れて11番というふうに4カ所が占有されておりました。このときに、いつごろからこういうことがあったのか聞いたところ、もう随分前からだという話で、いつごろからというはっきりした話はなかったのですけれども、3番にはホンダのプレリウドという車が置かれ、ごみとか空き缶がどっさり積み込まれていまして、現在でも車の屋根の上にバッテリーが載せてある。しかも、ガラスが1枚かかっているという状態が続いております。それから、11番のところはダイハツのワゴンですけれども、ここにも衣類とか日用品まで積み込まれておまして、この車には寝泊まりをしているという状況が確認されております。あと、2番と4番の車はタイヤ2本にほとんどエアがなくて、これも相当長いこと置いてあるなという感じを受けたわけであります。

私は平成12年第4回定例会におきまして、この件について一般質問したわけでありました。このときの会議録の答弁を見ますと、こういうふう書いてあるのです。「武道館前の駐車場は武道館をはじめ、中央公園、市民ホール等を利用する方々の駐車場として利用されておりますが、夜間も引き続き駐車場として無断駐車をしている車が現在5台確認をされております。この対応につきましては、これまで退去していただくために現場の職員等が所有者に口頭、あるいは張り紙等により指導を行ってきましたが改善されず、昨年は藤岡交番にこの対策を相談し、適時職員による巡回指導を行うことになり指導してきましたが、その効果もなく現在に至っております。こうした事例は以前藤岡公民館においてもあり、対策の一つとして夜間出入口を鎖等で封鎖したこともありましたが、一般市民からの苦情等が大変ございまして、取りやめた経験がございます。公共施設の性格から、極端な措置もできない状況にあるということもご理解をいただきたいと思います。いずれにいたしましても、一日も早く原状の回復を図るため、車の所有者の説得を行うとともに、関係機関の協力をいただきながら問題の解決に向けて努力していきたいと考えております。また、今後、専門家等のお知恵をおかりしながら法的手段に訴えることも検討しておりますので、よろしく申し上げます。」という答弁があったのです。

その後、約1年しまして平成13年9月になりますと、この乗り捨て自動車はさらに3台増えました。この番号でいきますと、1番、5番、6番というふうに私の振った番号の位置に乗り捨ててありまして、1番と5番については前輪のエアがなくなっておりました。平成14年10月になりますと、この6番にあったスズキの軽自動車はなくなっておりますけれども、さらに増えまして7番、8番、10番、そのほかに時々利用している車、常連の車が1台入り込んできております。8番のところには熊谷ナンバー、10番のところにはBMWのナンバーが外されたものがありました。こういうわけで、11台分のスベ

ースのところに9台が乗り捨て自動車として占有されているわけでありませ。

こういふわけで、平成12年の一般質問のときには教育部長が答弁されました。これほど悪質な乗り捨て自動車が増加している状況を見て、これは教育部の問題ではない、これはすべて市の財政を担当している財政課の問題ではないか、こういふに私は考えたわけあります。この財政課の責任はどの程度なのか、こういふことを私は伺いたいと思つてあります。「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も有効に、これを運用しなければならない。」これは地方財政法の第8条に示されているわけでありませけれども、このことについてまず1つ伺いしておきたいと思つてあります。

それから2つ目には、大きな催し物があると、駐車場不足のために路上駐車が非常に目立つ場所でありませ。この9台がなければ、路上駐車もその分、なくなるわけでありませ。このことを一番心配しているのは、やはり近所に住んでいる方々なので。どんなことがあるかといふと、乗り捨て自動車が非常に多いために、中にはこれに放火をされることはないかといふ、近所の人はいらいらが募っている状態が時々テレビなどで報道されております。そういうものを見てると、本当にここも放火されるのではないかと近所の方々は非常に心配しております。それから、催し物で路上駐車が多くなると、緊急自動車もなかなか通りにくいといふことも、私は確認しております。こういふわけで、この駐車場不足を和らげるためにも、財政課としてもそれなりの力を入れていくべきではないか、教育部だけに任せておくべき問題ではないといふいふに私は思つてあります。

それから3番目には、この乗り捨て自動車の中で寝泊まりをしている、こういふ人もいるわけでありませ。こういふものについても、中には近所の人で、こんなに対策が遅れているなら、おれたちがレッカー車で道路の方へ引っ張り出してやる、あるいは市役所の方へ持って行ってやるのではないか、こういふ乱暴なことを発言している方もおりますので、極力早く解決をしてやっていただきたいと思つてあります。

そのほか、こういふものを解決するためには、本当は条例の制定もするべきではないかといふいふに思つてありますけれども、この点についても伺いたいと思つてあります。

そのほか、まだたくさん問題があるわけでありませけれども、時間の都合もありますので、質問はこの辺にしたいと思つてありますので、よろしくお願ひいたします。

議長（塩原吉三君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） ご質問にお答えいたします。

現在、市の施設に放置された自動車についての対応は、放置場所の管理者に当たる関係各課において対処しているのが現状であります。最近では、自動車の使用が済んで処分を

するのに処理費を払って引き渡すこともあり、その問題が年々増加の傾向にあります。

そこで、対処方法として、市としての統一した見解で対応する放置自動車対処マニュアルを作成いたしました。その内容は、まず車両の確認、警察への通報、群馬陸運支局、軽自動車検査協会への照会を行い、所有者への撤去通知をするものであります。通知により、すぐに撤去すればよいのですが、所有者が撤去しない場合には市で処分することもあります。その場合は、本人から承諾書を得て、かつ撤去費用を請求する旨を伝え、処分をしていくものであります。

また、所有者不明の自動車を市が直接処理する場合は、廃棄物としての認定をして処理をすることが必要となります。平成5年4月に国からの通知で示された基準では、相当な期間の放置、自動車機能を喪失している、登録が抹消されている、自動車ナンバーなどで所有者が特定されないなどであります。いずれにしましても、自動車を放置した者の意思の把握は困難であり、完全なる認定の方法はありませんが、これらを総合的に勘案して不要物として認定を行い、処理をしていくものであります。

また、ご指摘の条例は前橋市・伊勢崎市で制定をしております。伊勢崎市では、放置自動車の発生の防止及び処理に関する条例を施行していますが、罰則規定は設けていません。そして、撤去の交渉に応じない人については、家庭裁判所に不法占拠の申し立てを行い、これにより強制力を持たせ、調停の場で対処していくことを検討しているとのことであり

ます。

当市では現在、廃棄物処理法、道路法、市の施設管理条例等がありますので、その中で対応しております。また、看板設置、施設管理の徹底、関係機関との連携強化がより必要と考えております。また、国においても環境型社会の形成推進のため、従来のリサイクルシステムの再構築を目指し、使用済み自動車の再資源化に関する法律、自動車リサイクル法が平成14年7月に制定され、平成16年12月を目途に施行される予定であります。この法律により、リサイクル費用は自動車の所有者があらかじめリサイクル料金を負担することになります。これらを踏まえ、条例化については十分検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

議長（塩原吉三君） 教育部長。

教育部長（斎藤稔一君） 武道館前の自動車駐車場の管理については、都市建設部の方から依頼をされまして、現在、教育委員会が管理をしております。この駐車場の使用につきましては、武道館、中央公園、市民ホール、中央児童館などの施設利用者が使用している現状にあります。それぞれの施設の開館日や開館時間が異なり、また武道館や中央公園を管理する職員が配置されていないため、管理体制にも問題があるかとは思われます。これまで放置

自動車の撤去に向けていろいろ指導してまいりました結果として、2台の車両を所有者に移動していただきましたが、入れかわりに新たな放置車両が置かれるような状況にございます。これまでこうしたことにつきましては、警察・弁護士等に相談しながら、所有者に善処をお願いしてまいりましたが、最終的には市の費用にて処分をするということですが、現在そこまで至っておりません。

そうしたことにつきましては、ただいま市民環境部長からの答弁にもありましたが、今年1月になりまして環境課が中心となりましてこうした駐車場を持っている関係8課、ここが集まりまして会議を行っております。そうしたことで、今後関係課と連携しながら、環境課にて撤去費用を予算化し、問題の解決に向けて取り組むことになっておりますので、武道館前の放置車両につきましては問題の解消に向けて前進できるかと、そのように現在判断をしております。

また、駐車場の不足につきましては、公共施設が一定のエリアに集中していることが大きな要因となっているのかと思われませんが、こうしたことにつきましては、以前から各施設間で行事が重ならないような調整をしております。また、中央公民館の移転などにも取り組みましたが、抜本的な解決には至っておりません。現実には通年を通して、ご指摘のような状況というのは年に何回かは確認をされておりますが、問題は訪れた施設の駐車場が込んでいと近くの路上に置いてしまう、こういう市民のモラルといいますか、こういうことも見受けられますので、近くのあいている施設の駐車場の利用をするようお願いをしていきたいと思っております。また、近くに空き地等ができた際には、教育委員会としましてもこうした駐車場の確保といいますか、こういうものにつきましても市長部局にいろいろお願いをしていきたいと考えております。

最後になりましたが、放置自動車の中に寝泊まりしている者がいるということにつきましては、藤岡交番等の連絡の中で確認をしております。このことにつきましても、できるだけパトロールをしていただきたい、こういうお願いをする中で、今後地域の方々の不安の解消といいますか、これは放置車両が撤去できれば、こうした問題も解消するわけですので、いずれにしましても引き続き努力をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 以上で金子勝治君の質問を終わります。

次に、茂木光雄君の質問を行います。茂木光雄君の登壇を願います。

（9番 茂木光雄君登壇）

9番（茂木光雄君） 議長より登壇の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、水道料金についてお伺いをいたします。本市においては、平成4年に現行の水道料金に改定して以来、10年間という非常に長い時間が経ちました。現在の料金は1立方

メートル当たり158円です。そして、ここ10年間の平均年間使用量は約770万立方メートル前後、収入は1年間で12億円前後ということで、非常に安定をしております。本市の平均世帯の使用量は2カ月で45立方メートル、料金は6,360円、1カ月当たりは約3,180円ということであります。

この料金を他市と比較した場合、高崎市の約1.5倍、お隣の新町の2.5倍と非常に高い水準であります。先ごろ発表されました高崎都市圏行政調査表によると、1カ月の水道料金が3,000円を超えている町村は一つもございません。10市町村の平均値は2,372円、1カ月3,530円の本市がいかにこの平均の2,372円を超えて飛び抜けて高いか、よく理解できます。

私なりにこの料金の高い原因を言わせていただきますと、本市においては内部留保資金のないまま、財政力のなかった時代に起債に頼った非常に過大な設備投資をし過ぎたことに、この水道料金の高い原因がございます。1立方メートル当たり、現在の158円の料金の内訳を見る限り、減価償却費と支払利息の占める割合が53.4%、つまり水道料の半分以上が設備投資にかかった償還に消えていってしまっております。本市は昭和58年、今から約20年前になりますけれども、約34億円の起債を起こして三本木に浄水場を建設いたしました。金利は現在では考えられないくらい高い7.3%、並びに郵政省関係については7.4%と非常に高い金利で借りております。この時点で、本市は最大取水量3万7,000立方メートルという大きな量を確保しております。藤岡市の水道、平成13年度版によりますと、この事業により本市の発展に十分対応できるよう安定供給策が図られましたと、非常にすばらしい文章で当時の業績を結んであります。

昭和58年当時の人口は、5万6,000人おりました。それから20年、現在は6万3,000人、20年間で約7,000人の人口が増えておりますけれども、ただし1日の平均使用量というものは約2万立方メートルから2万1,000立方メートルくらいで推移して、ほとんど変化はないのが実情でございます。にもかかわらず、本市は平成7年から平成9年にかけて藤岡市北部地域の水が足りないという理由で立石地区に3本の井戸を掘り、その設備投資に3年間で27億円の起債を、安定供給のためという言葉で起こしました。6万3,000人市民に水を安定供給するという形でいつも大きな設備投資をするのが、本市水道部のあり方だと私は思っております。

しかしながら、よく考えてみますと、1日の水道料がほとんど2万立方メートルということで安定しているのに対し、料金収入も先ほど言ったように12億円前後、10年前からほとんど同じでございます。そうした中で、本市の発展に十分対応できるように、そういった大きな設備投資を昭和58年、20年前にしたにもかかわらず、10年前にはさらにまた27億円の投資をこういうふうにして繰り返している。これでは、いつまで経って

も本市の水道関係については減価償却と利子の返済に追われて、他市よりも倍近く高い水道料金というものが下がるわけもございません。

ここで私はいろいろ考えをめぐらせた中で、この際水道部においては、建ててしまった大きな設備の償還というものは、やはり10億円、20億円といったまとまった資金がないと返せませんので、このまとめて返す財源の見込みが全くございませんから、平成25年度までこういった高い利子のものについては常々市民に我慢していただき、現状のまま返し続けるということにしまして、私はこれから発生するいろいろなことに関して負担を軽くすることで、この水道料金を下げてみてはいかがかということで提案をさせていただきます。

まず1点ですけれども、現在毎年1億円以上、またこれから10年後、20年後には30億円、また40億円にもなるような予想のされます八ツ場ダムへの建設負担金、これを即刻やめにする。この件については、既に10億円以上もの資金をつぎ込んでおりますけれども、ご承知のとおり、八ツ場ダムの工事の完成は全く見込みがございません。こういった中で、周辺整備のそういった整備料は非常に高額なものになってくるのが予想され、本市にとってこれが将来とんでもない負担となって水道料にはね返ってくることは確実でございます。そして2点目、石綿管の布設替工事、毎年5億円から6億円の事業費というものを半減することを提案いたします。

そうした中で合計3億円の経費を節減して、それを水道料金の値下げに反映させること、藤岡市においては今2万世帯でございます。約3億円の経費の節減ができるならば、1カ月に1,000円以上の値下げが可能というふうに私は推計をいたします。高崎市やお隣の吉井町の2,600円という数字に非常に近くなり、そして水道料金を少しでも下げることができるならば、新規の需要もまた見込めます。さらには、近い将来の近隣との合併の話も、非常にしやすくなるということで、藤岡市にとって非常に有益になると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

平成12年12月の佐藤議員の質問の中で、このまま水道事業を行いますと損益勘定留保資金9億5,000万円というものが平成15年度で底をつき、平成16年度には料金の値上げをしなくてはならないというふうにあります。今年度末の料金収入も1,000万円以上減少するということも予想される中で、このままいきますと料金の値下げができるどころか、佐藤議員のおっしゃるように、むしろ値上げもあり得るのではないかというふうに心配をいたしますが、この件について水道部の見解をお聞かせ願います。

続きまして、固定資産税について伺います。土地の評価が下がり続けているのに、また家屋の老朽化が年々進んできているのに、税金並びに評価額が一向に下がらないということをも市民の声として、私は最近よく耳にいたします。藤岡市は固定資産税が下がらない、

何かトリックがあるような気がしないでもないという感じも受けるそうでございます。この件については昨年3月、吉田議員の一般質問の中においても答えが出ております。なるほど地価は下がっております。しかしながら、本市は他市並みに課税標準額を引き上げているので、当分の間、固定資産税は下がらないという答弁もございました。さらに、負担水準が他市に比べて非常に低いので、評価額と課税標準額との格差を現在適当な水準まで、70%ということですが、そこまで引き上げているので、逆にこういった負担水準というものを引き上げていくということになりますと、本当の意味で税金が下がるどころか、むしろ上がるということも考えられるような状態でございます。

私は、藤岡市は適正な課税標準額に達するのに、このままあと何年かけてこういったものを、いわゆる世間一般の課税標準額に近づけていくことができるのか。また、負担水準が現在11市の中でどの程度に位置し、何%くらいであるのかを固定資産税について伺います。

平成15年度におきまして、いよいよ評価額の見直しが予定されております。本市の商業地や住宅地の下落率というものが今、どのくらいの見込みであるのか、それによる税収の落ち込みというもの是非常に大きいものと想定されております。ただでさえ、固定資産税は経済悪化で納められない人が増えて、滞納額も非常に増加の一途をたどっておると思います。そこで、平成14年度末の収入の見込みと滞納状況についてお伺いをいたします。

これまでいろいろな質問の中で、固定資産税の収納率が本市においては非常に悪いというふうに聞いております。8%とも10%とも言われておりますけれども、8億円からのこういった毎年の滞納繰越分の解消について一生懸命頑張っているにもかかわらず、なかなか収納できない現状、こういったものを改善するために、何かこちらの行政の方として、収納率を上げるための対策をどのような形で練っておるのか。

私は収納をこの際、外部委託するべきであるという提案をいたします。徴収事務を外部委託することによりまして、本市の事務処理、今度は2課に分かれますけれども、こういった体制をしっかりとした中で、外部処理においてこういった滞納繰越分の事務整理を行った中で、きちとした将来の財政計画を立てて、本市の10年、20年にわたる、そういった固定資産税のきちとした収納を図っていく方策がこの際必要だと思いますけれども、この辺についてお考えをお伺いして、私の1回目の質問といたします。よろしくお伺いいたします。

議長（塩原吉三君） 上下水道部長。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） お答え申し上げます。

水道料金の高料金について、高崎市都市圏行財政現況調査比較表に基づいた口径20ミ

りの1カ月当たり20立方メートル使用による水道料金は、近隣市町村と比較すると、ご指摘のとおりでございます。しかしながら、大多数の使用者である一般家庭用の口径13ミリを同条件で比較しますと、平成14年9月現在で消費税を含めまして、富岡市2,929円、藤岡市2,710円、館林市2,670円、桐生市2,467円、沼田市2,400円、安中市2,310円、伊勢崎市2,257円、前橋市2,238円、高崎市2,224円、太田市2,152円、渋川市1,840円であります。藤岡市の水道料金は、現状では富岡市に次ぐ2番目に高いものでありますが、非常に高過ぎるとは言えないと考えております。

藤岡市の料金は、平成4年4月に10%の改定を行ったもので、10年経過をしております。当時、人口の急増によりまして水需要の増大、また施設の老朽化、累積欠損金の解消等、水道事業経営を取り巻く環境は厳しいものがあり、どうしても資金不足が生じ、やむを得ず料金改定をさせていただいたということであります。

値下げを含めました今後の見通しにつきましては、ご指摘のハツ場ダム建設に伴う負担金について、藤岡市では昭和61年7月10日、建設省告示第1284号ハツ場ダムの建設に関する基本計画に参画をしております。この計画によりまして暫定水利権が許可され、神流川より日量2万342立方メートルの取水が可能となっております。取水量は、最大で平成11年度では2万229立方メートル、平成12年度は1万9,831立方メートル、平成13年度は1万9,816立方メートルであり、また中央浄水場の配水量は、総配水量に対し平成11年度では62.2%、平成12年度では61.9%、平成13年度では63%を依存しておるわけでございます。最大取水量の余剰及び年間配水量の依存状況の現状を考査いたしますと、ハツ場ダム使用权の取得はせざるを得ないと思えるわけでございます。

次に、給水原価についてであります。給水原価は有収水量で総費用を除いたもので、平成13年度では1立方メートルの給水するに当たり158円の費用がかかったものであります。その総費用における減価償却費、支払利息が53.4%を占めることは、ご指摘のとおりでございます。減価償却費の増加については、石綿セメント管布設替等により固定資産の取得が増し、減価償却費が増加しますが、このことによりまして収益的支出が増し、収益的収入が見込めない今、経営を圧迫するのご指摘かと存じます。しかしながら、高利率で借り入れました企業債利息の支払いが進むにつれまして減少しているので、減価償却費の増加がすぐに経営を圧迫する主要因にはならないと思います。また、減価償却費は現金の支出を伴わない費用であるため、資本的支出の不足額の補填財源となるわけでございます。

次に、内部留保資金は過年度及び当年度損益勘定留保資金、過年度及び当年度利益剰余

金等、いわゆる水道の自己資本であります。平成11年度決算では約9億5,000万円、平成12年度では約9億1,300万円、平成13年度では約9億900万円と推移しております。平成13年度の石綿セメント管更新事業は、平成12年度の繰越事業を含めまして約5億6,800万円で、その財源は企業債、国庫補助金、一般会計出資金等で5億2,492万4,000円で賅われております。また、八ツ場ダム建設に伴う負担金も、建設工事においては国庫補助金・出資金、企業債で財源手当てがなされております。その結果、内部留保資金は大きく減少しておりません。

次に、北部浄水場の建設及び井戸の鑿井につきましては、使用していましたが4本の井戸が事業認可基準に適合しなくなったため、事業認可の許可計画取水量に対しまして、取水可能水量の不足が生じ、その不足を補うための拡張工事でありました。また、1日の配水量は最大で平成11年度に2万9,044立方メートル、平成12年度は2万8,402立方メートル、平成13年度では3万69立方メートルであり、水道事業はゆとりある、安定した水量が必要であり、いつでも最大配水量に対応できることが必要と考えております。

料金の値下げにつきましては、料金収入の増加に期待できない状況では、石綿セメント管布設替事業を開始したこと、また八ツ場ダム建設の負担金等を考慮すると、現状ではできないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） ご質問にお答えいたします。

固定資産税の土地の課税については、評価額に税率を掛けるのではなく、課税標準額に税率を掛けて算出をしております。家屋については、評価額と課税標準額は同額であり、同様に税率を掛けて算出します。

次に、土地の課税標準額の負担水準とは、新年度の評価額に対する前年の課税標準額の割合を言います。この負担水準が低い土地、つまり評価額に比べ課税標準額が低い土地については、急激な税負担を避けるため、毎年徐々に引き上げております。なお、負担水準の高い土地は引き下げたり、据え置いたりして、負担水準の均衡化を図っております。また、商業地域の中には既に負担水準に達している土地があり、課税標準額を引き下げて課税をしております。適正な課税標準額に達するには何年かかるかのご質問ですが、国ではこの負担水準の上限を70%としております。地価の下落傾向も先行き不透明であり、本市の宅地総計の平均負担水準は52.9%の低水準にあり、70%に達するには大きな開きがあり、達成年数の明言はできませんが、相当年数がかかると見込んでおります。ま

た、藤岡市の平均負担水準は、県内11市の中で最低であります。50%台は本市と館林市の53.1%、渋川市の59.2%で、他市は60%以上となっております。

次に、平成15年度に評価替えが行われますが、平成12年度評価替え時点と比較しますと、各地区の標準宅地の平均下落率は普通商業地区33.7%、併用住宅地区30.1%、普通住宅地区22.6%、村落住宅地区19.5%であり、また総評価数は前年対比11.4%の下落となりますが、先ほどの負担水準の調整措置や土地の地目変更の増減の関係で、課税標準額総額では1.5%の下落となっております。次に、家屋についても評価替えが行われますが、再建築費補正率が4%の減額となり、経年減点補正率と新增築家屋の減少分で6.3%の減額が見込まれ、家屋全体で前年対比10.3%の課税標準額の減額を見込んでおります。

また、償却資産については、景気低迷により新規設備投資の減少及び耐用年数経過による減価償却により、前年対比12.1%減の課税標準額を見込みました。平成15年度の固定資産税全体の税額につきましては前年対比9.3%で、2億6,000万円減額の35億300万円を見込んでおります。

次に、平成14年度固定資産税の3月末現在の収入見込み額ですが、現年度調定額39億7,600万円に対して37億6,600万円の収入で収納率94.7%、滞納繰越調定額8億2,700万円に対し7,100万円の収入で収納率8.6%、交付金1,100万円で合計38億4,800万円の収入で、収納率79.9%を見込んでおります。

次に、市税収納率向上のため、滞納困難事案を外部委託にする考えはないかということですが、市町村税の滞納案件の受託団体は全国で27団体ありましたが、そのうち、廃止1団体、停止4団体、休眠状態が1団体で、現在活動中が21団体となっております。なぜこのような外部委託組織ができたかといいますと、規模の小さい市町村では徴収専門のスタッフが少なく、効果的な滞納整理が行われない、税務職員が人事異動で数年で転出するなど徴収に関するノウハウが蓄積できない、徴収職員と滞納者が同じ市町村の住民であるため、差し押さえ等がやりにくい、その他諸事情の理由により滞納の発生があり、徴収職員のみでは解決できないケースもあることから思っております。

外部に委託するメリットとしましては、広域的な処理なのでバランスのとれた事務が確保できる、滞納処分がやりやすくなる、悪質なもの等の滞納を委託できることで負担の軽減ができること、専門職員の雇用により効果的な滞納整理ができることなどが挙げられております。また、団体では顧問に弁護士や国税関係職員、裁判所執行官・書記官、銀行、警察官のOBがいることから、導入当初年度は市町村から同団体への移管前に滞納者に移管通知を行うことから自主納税が相次ぎ、特に効果があったとのことでした。

次に、デメリットとしましては、団体により異なりますが、1件に数十万円の経費がか

かるため費用対効果を考慮し、依頼するのは高額案件になる、また一部事務組合に委任することで人件費の削減になると判断し、適正人員の配置をしないため、適切に執行する人員が確保できないおそれがある、滞納額が高額でなくても困難事案は存在するため、徴収のノウハウが低下し対応できなくなる、委託により市町村職員の意欲減退になるおそれが挙げられます。

なお、県内での状況ですが、納税担当課以外に課長・係長の税経験者で特別滞納整理班を設置している市、平成15年度に新たに特別滞納整理の設置を検討している市もあると聞いております。

いずれにしましても、市税収納率の向上のため各団体の状況を調査し、研究していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 2回目ですので自席から行いますけれども、1回目でいろいろ提案をさせていただきましてけれども、私のさまざまな意見なり提案なりというものが、こういった回答の中では理論的にほとんど否定されているというか、何をあいても非常に難しいという答えになっているような気がいたします。それでも、せっかくの機会ですので、気を取り直して2回目の質問をさせていただきます。

水道事業のあり方そのものを、そろそろこの辺で見直しをしたらいかがでしょうかということなのですが、先日の予算審議の中で、例えば水漏れの問題がございました。これは日量約3,800立方メートルのこういった貴重な水が、地球に戻っていています。原因は、単に石綿管の漏水だけではなくて、宅漏であるとか、いろいろな諸事情があって、確かな原因は今のところなかったという回答だったと思います。あえて飲料水というふうに言わせてもらいますけれども、3,800立方メートルといいますと、1立方メートル当たり158円という値段から考えると、1日に約60万円、1カ月で1,800万円という額になり、せっかくいろいろな設備、薬、経費をかけてつくった貴重な飲料水がむだになっております。もし、こういったむだを省くことができるならば、全部漏水を止めるということは無理だと思いますけれども、仮に10%でも20%でもこういった改善ができるのであれば、ちょっと単純計算をしても1世帯当たり500円程度の値下げは可能だと思われましてけれども、いかがなものかと思えます。

そろそろこういったメンテナンス重視の政策変更、水道部も考え方を考えてみたらいかがですか。みかばみらい館とか他のこういった施設と違いまして、償却が終わっても資産として十分残るような、こういった施設であればよいのですけれども、水道部の施設というのは非常に消耗が激しい。しかも、毎日使う貴重な中で、こういう大きな借金をして

設備投資をしたとしても、償還が終わるころには管にひびが入ったとか、井戸の目詰まりを起こしたとか、先ほどもそうです。立石で4本の目詰まりを起こしたので、新たな3本を掘ったとか、こういった形の中で施設が老朽化したり、本当の意味で資産ということは、減価償却が終わったころには、むしろお荷物といたしますか、またつくり直さなくてはいけない負債になる可能性さえ含んでいるというのが、私の水道に対する考え方でございます。ですから、藤岡市においては日量3万6,000立方メートルという非常に大きな、余裕を持った設備を今までつくってまいりました。1日の総配水量は約3万立方メートルですから、十分余裕もあるのです。この施設をいかに長持ちさせて修理点検、それとこの1年間、平成15年度において水漏れを半分にするぐらいのメンテナンス重視、こういったことをすることによって、新たな事業展開をするのではなくて、石綿管の布設替えもじっくりやっていけばよいではないですか。そういった中で、料金を据え置くなり、値上げにならないような、そういったことができないかどうか。そろそろ考えなくてはならないということを私は提案いたします。

このいろいろな回答の中でどうのこうの言ってもしょうがない。ただ、心配するのは、八ツ場ダムの負担金というものも、今は10億円かその辺で済むと思います。まして1986年には、15億円から16億円の財政負担の中で暫定水利権が得られるのではないかとというふうに簡単に判断をして、恐らくやったのではないかと思いますけれども、とてもこんな金額ではいけないのです。今やっているのはあくまでも建設の負担金であり、周辺整備の関係についてはとんでもない金額、これから40億円とも50億円とも言われるような補償をしていかななくてはならない。それが完全に水源地域整備事業負担金として本市に降りかかってくるのです。ですから、とても今の水道料金のままでいったとしても、一般会計から繰り出さなくては水道もやっていけないということは、明らかにわかるのです。だから、この八ツ場ダムの負担金をいつまで、何年度まで、何十億円をきちっと続けていけるのか、水道部は答えてみてください。恐らく答えられないと思います。

こういった非常に際限のない中で水道事業をやっていく限り、今、私の言わんとすることは、水道部については大きな設備を持ったのだから、それにきちとしたメンテナンス、保守点検事業に方針を変えて、現状を長持ちさせることが市民にとって利益になるのだということを私は強く提案いたします。

続きまして、固定資産税について伺います。平均の負担率が52.9%ということで、11市の中でも最低であるというふうに言われておりますけれども、こんな景気の悪い中で、土地の運用によるこういった資産形成ができない現状にあります。こういった中で負担水準を今、藤岡市においては平成6年度の答申に基づいて、早急に引き上げていっているという回答でございます。これでは滞納者を増やすばかりで、そういった中での市民の

理解を得られた施策であるとは思えないのです。評価額がどんどんと下がってきている以上、負担水準は現状で維持して固定資産税を下げる、こういったことが今、藤岡市にとっては必要ではないかと思います。水道料金が他市に比べてダントツに高いのだから、固定資産税ぐらい安くてもよいのです。藤岡市は固定資産税が安いという中で住民を増やし、そして水をたくさん使ってもらい、水道料金の増収を図る。ですから、何も急いでこんな負担水準を引き上げていく必要はありません。むしろ、滞納繰越分の毎年発生している8億円、これの徴収事務並びに調定、こういったものに関する係の方にしても、担当課にしても、この事務の膨大さをいかに軽減するかを考えて、徴収をきちっと行っていく方法を考えた方がよいと思います。現状の体制では、10%にも満たません。

しかしながら、私が1回目の質問の中で、こういった滞納分の徴収率31%ということで、3割以上もこういった滞納処理の実績を上げている鳥取中部広域連合における例を、私は前に提案したことがございます。こういったことは、本市においてもできるのではないかという気がするのです。先ほど言ったように、徴収員が同じ市民であり、滞納したりすれば、その人の生活、子や孫までもこういった累のかかるものについては、これは広域での取り組みが絶対に必要な条件なのです。こういったことの中で、効率的な税の徴収を行うためには、お互いに顔見知りであったり、何らかのつながりのある人たちでやるのではなくて、吉井町だとか鬼石町、新町であるとか、そういった広域の中できちっとした専門の方をその中で雇っていただいた中で、滞納処分をする必要が必ず出てまいります。現状では8%という1回目の答えですけれども、これも30%程度という成功例もあります。

そういったものをもしやるのであれば、そこで2割以上、8億円の20%といえは2億円近い、そういった市の処分ができるのみならず、これから2課体制をやっていくのに、税の賦課とそういった評価の関係をきちっとすれば、市としては事務もやりやすくなり、今まで重荷になっていた滞納整理についてのものが軽減されますから、新たな藤岡市としての展開ができるのです。こういった思い切った施策の中で、1回目の答えですといろいろデメリットも多い、お金もかかるし大変だという意見もありますけれども、今、一番必要なのは、こういった徴収事務を3年とか5年とかかけて、まずその外部委託団体に委託をして、過去の10年に及ぶ滞納処理をきちっと1回整理する。民間における不良債権の処理と一緒にです。それをきちっと整理した中で、2割でもいいではないですか、自分のところの収入として確保した中で、これから発生していく滞納処理について、市としてきちっとした勉強もし、職員も研修する中で、思い切った形の中で3年から5年、内部の力を十分蓄えて、そして戻ってきた書類の中で今後発生するものをしっかりやっていくということが必ず必要です。

鳥取中部ふるさと連合組合においてのそういった事務処理については非常に効果を上げており、8人体制でしっかりした専門官を置いて、専門家がきちっとした中で滞納処分を行っていています。その資料は前もって提示してございますから、その辺について検討できるかどうか、2回目の質問としてお尋ねいたします。

議長（塩原吉三君） 上下水道部長。

上下水道部長（堀口 寿君） お答えを申し上げます。

初めに、漏水の量でございますが、今、議員ご指摘のとおりでございます。1日に3,000トンの漏水があるわけでございます。その漏水の内訳につきましては、本管の部分あるいは宅地内の部分ということでございます。そのほかに、私どもが今、布設替えをしております。その布設替えに伴います管の洗浄の用水等もでございます。配水管につきましの漏水の内容は、1本の管が3メートル、4メートルでございますが、その接続の箇所、材料、それが主な部分でございます。本管破裂ということは、細い管ではあるのですけれども、太い管になりますと強度があるということで、ほとんどは接続の部分が漏水の箇所でございます。本管は私ども藤岡市の財産でございます。本管から宅地内、あるいは蛇口まではお客さんの持ち物になります。道路内で漏水をしますと、本来であればお客様が漏水を修理するわけでございますけれども、現状ではメーターをくぐった宅地内はお客様が直して、道路の部分については市の方で直しているというのが現状でございます。そういうことで、約14.5%のうち14.2%ぐらいが、今、申しあげました漏水でございます。あとにつきましては、今、申しあげました洗浄管あるいは浄水場が5カ所にあるのですけれども、pHとか水温、そういうものの毎日の測定のための水量、有効水量と申しますけれども、そういうものでの使用でございます。今、日夜努力しているところでございます。

次に、施設のメンテナンスのことでございますけれども、メンテナンスにつきましては毎年重要部分につきましてはメーカーに委託をして、点検をしてもらっている。そのほかに、私どもの職員が部品を買って、部品を取りつける。手間代は職員で、部品代で済むということで、メンテナンスの方はやっているわけでございます。そのほかに配水管の方ににつきましては、今年もやったのですけれども、夜間に業者を頼みまして、400万円から500万円かけて毎年やっています。漏水調査ということで今年もやって、漏水の大きな箇所を2カ所発見いたしました。ということで、漏水については主に本管部分が多うございます。

次に、料金の問題になりますけれども、議員もご指摘、またご心配されているハツ場ダムの建設負担金ですが、建設の方につきましては今、答弁の中で申し上げたとおりなのですけれども、そのほかに環境、地域の負担金、それについてはどのくらい金額が幾らか、

まだ不透明でございます。その辺について、国土交通省の方に問い合わせをしておるのですけれども、なかなか返事が返ってこないという状況でございます。

そういうものを加味しますと、減価償却費・利息等になりますと、3条予算の方の利益の増が見込めない。また、4条予算の方では、企業債の償還金が増大する。3条の方で不足する額には補填財源はあるのですけれども、経営は少しずつ苦しくなるのではないかという感じがしております。それにつきましては石綿管布設替事業が主なものでございますけれども、石綿管布設替事業には10年間で58億円、98キロという計画で平成13年度から事業を実施しているわけでございます。今は平成14年度事業をくくっているところでございますけれども、平成13、14、15年度の決算の状況を見ながら、推計を見直す必要があるかと思えます。石綿管布設替事業は、町内ではほとんど水道管の事故はないのですけれども、農村部の元の簡易水道の関係が非常に多うございます。そういうことで、破裂していないところは後回しにして事業を進めていかななくてはならないのではないかと、こういうふうに思っています。いずれにしても、お客様にはご負担を極力かけない方向で事業運営をしていきたいというふうに思っています。

水道事業は、製造業でございます。人・物・金、この資源を有効に活用いたしまして、職員一丸となってコスト意識を持って事業運営に当たっていききたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

税の公平性から、徴収事務は重点課題と位置づけております。議員に提案をいただきました対処方法につきましても検討させていながら、収納率を今後上げていきたいというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

議長（塩原吉三君） 質問の持ち時間が大分迫っておりますので、質問等については簡明にひとつお願いしたいと思います。茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 3回目ですので自席から行いますけれども、コスト意識を持ち、またいろいろな意味での関係を少し見直していただける機会になればということで拝聴いたしましたので、時間がないということなのでこれ以上の質問はせず、3回目の質問に移らせていただきます。

高校の統合については、先ほどの金子議員の関係で内容的なものはほとんど聞いております。ですから、今回は教育長にお尋ねいたしますけれども、実際に教育現場を預かる市の教育長として、座談会でも言っておりますけれども、魅力あるフレッシュなイメージの

高校設立のために、皆さん市民の意見を集約して頑張っていきたいということをグラフふじおかの中でも言うておりますけれども、実際に教育長として高校教育のあり方であるとか、県教委に対する具体的な働きかけ、まして教育長につきましては藤岡高校の元校長先生でもあり、そういった中では現場を一番よく知っている方だというふうに思います。こういった中で、今、一次募集、二次募集においても藤岡高校並びに藤岡女子高校については定員の0.5倍と半分にもいかないような倍率でございます。

こういった中で、よいイメージの高校をこれからつくっていかねばならないということに関する具体的な働きかけやら、自分のお立場としての見解をお聞きすると同時に、今、最終的には編入についてどういうお考えがあるのかもあわせてお伺いして、私の質問といたします。よろしくをお願いします。

議長（塩原吉三君） 教育長。

（教育長 岡田 要君登壇）

教育長（岡田 要君） 茂木議員の質問にお答えをさせていただきます。

藤高・藤女の統合、新設高校設置の問題でございますが、先ほど金子議員のご質問の答弁の中で企画部長が申し上げましたとおりでございます。重複いたしますので、要約して申し上げます。

まず、我々が一番心配していることは、志願者数が両校とも非常に減少してきておる。過去10年をさかのぼりまして調べてみますと、平成5年に藤高においてはマイナス20人という欠員を生じております。平成6年は2人オーバーということであったのですが、平成7年からは恒常的に減少しておりまして、平成7年がマイナス15人、平成8年がマイナス9人、平成9年がマイナス29人、平成10年がマイナス33人、平成11年がマイナス37人、ここで1学級減を県教委がいたしまして、ここまでは200人募集であったわけですが、160人募集、4クラスということに定員を改定しております。ところが、それであっても平成12年にマイナス36人、平成13年がマイナス41人、平成14年がマイナス48人、今年度の見込みとしてはマイナス48人ぐらいあるというふうに聞いております。

非常に低迷しているわけでありまして、急にここ10年でこういうふうになってきた事情といたしまして、私が考えまして一番大きな原因は、補欠募集にあるというふうに考えておるわけでありまして。補欠募集をすることによりまして、補欠募集を志願する生徒、志願者というものは、自分の希望する第一志望の高校に不幸にして合格できなかった生徒なのです。これが二次募集で志願してくる、そういうことでありまして、藤高の一つのイメージというものが、一次募集で不合格であった者の受け皿としてそこにあるのではないかと、こういう安易な考え方が出てくるのではないかと感じておりまして、非常に残念に思っ

いるわけでありませぬ。

ただ、学区制の問題等を考えてみますと、昭和30年代の初めごろは群馬県が12学区で多野藤岡が1つの学区であった、そこに高等学校は2校しかなかったわけでありませぬ。藤高と藤女だけだったわけでありませぬ。それが昭和30年ごろに8学区になりまして、隣接学区への進学が可能になったということで、隣接学区に流出する志願者が徐々に増えてまいりました。そして、中学校生徒の急増期におきまして、新設高校の開設ラッシュがありまして、県下に十数校の新設校ができました。藤岡市におきまして、藤岡工業あるいは北高の独立、あるいは万場高校の独立、吉井高校の設置、高崎市におきましては高崎北高校、東高校、中央高校、そういう学校が増えてまいりまして、一番ピークの中学生の進学希望者数でありますけれども、3万2,000人ほどおりました。それが現在は2万1,000人台に減少してまいっております。学校は減ってきておりませぬ。しかし、中学生の数がそういうふうに1万人以上も減少しておる。数年後には2万人を切るのではないかと、こんなふうに言われております。そういう中にありまして、志願者数が減ってくる。

なお、偏差値による志願校の選択ということが全国的に悪い弊害を及ぼしたのですが、偏差値による輪切りの進学指導ということがございまして、そういうことで高校のランクづけが始まった。そして、学区も広がってきた。自分の行きたい学校は、その偏差値によって振り分けられる。これは数年前に文部省の方で是正いたしまして、偏差値による進路指導はいけぬ、こういうことになってきたわけでありませぬ。

そこで、先ほど企画部長の方から申し上げましたことと重複いたしますので簡単に申し上げますが、学校の校地としては、藤高の校地では面積が4万2,000平方メートルで基準面積よりも2万5,000平方メートルぐらゐ下回っております。私は、広い校地で伸び伸びと子供たちが部活動に、あるいは学習に励めるような場所、これが重要であるというふうに考えております。もう一つは、通学の便のよい場所、静かな環境の場所をぜひ確保してもらいたい、こういうふうに思っております。

次に、教育の内容でございますけれども、学習面においてももちろんであります、部活動、進路指導、あるいは生徒指導に情熱のある、卓越した教師をぜひとも確保していただきたい、こんなふうに思っております。また、教育の内容におきまして、魅力あるカリキュラムを組んでいただきたい。そして、特色ある、充実した学問教育をさせてもらいたい。ちなみに、先ほどの市政座談会において市民の方からご意見が出ましたが、その件につきましては教育部長の方からご説明をしてありますので、省略させていただきます。

終わりに、市民の期待にこたえられる立派な高校が市の中にあるということは、市の発展、イメージにも非常に大きく関係してまいります。聞くところによりますと、進学校で優秀な学校があるということが要件になっている。太田地区に大企業が進出する一つの要

件としては、進学校の立派なものがある、太田高校があるということが要件になっているというふうに聞いております。藤岡市といたしましても、藤高・藤女の現在のイメージを引きずらない、新しい感覚のすばらしい高校を市民として期待されていると思います。ぜひともその実現に向けて、10年先、50年先を見据えた高校教育のできる、すばらしい学校をご期待申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 以上で茂木光雄君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩